

## 清須市地域公共交通会議運賃料金部会の会議の公開について（案）

- ◎ 清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成18年清須市告示第24号）第3条において、附属機関等の会議は、公にすることができないと認められる場合を除いては、原則として公開することとされている。
- ◎ 附属機関等の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うこととされています。

### <運賃料金部会の公開・非公開の取扱い方>

#### 1 会議の公開の基準

原則として公開する。

#### 2 会議開催の事前公表

会議の開催日時、場所、議題、公開・非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続等を事前に市ホームページ等で公表する。

#### 3 公開の方法

傍聴人の定数をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴希望者に傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴人には会議資料を配布する。

#### 4 会議録の公開

公開・非公開にかかわらず、会議の開催日時、出欠席者、及び会議内容等を記載した会議録を作成し、会議で配布した資料とともに市ホームページで公開する。なお、公開事項には委員名を含むものとし、会議録の内容について適正を図るため、部会長は毎回の会議において、会議録署名委員2名を指名し、会議録への署名を求めるものとする。

### 清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成18年清須市告示第24号）（抜粋）

#### （会議の公開の基準）

**第3条** 会議は、原則として公開する。ただし、会議が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 附属機関等の設置の根拠となっている法律又は条例に非公開の規定がされている場合
- (2) 会議において清須市情報公開条例（平成17年清須市条例第10号）第7条各号の規定に該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議する場合

#### （公開又は非公開の決定）

**第4条** 会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

- 2 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。